

## ○国立大学法人上越教育大学事務連絡会設置要項

(平成16年4月1日事務局長裁定)

最終改正 平成31年3月22日

(設置)

- 1 国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）に係る諸課題の協議及び事務の円滑な運営を図るため、国立大学法人上越教育大学事務連絡会（以下「事務連絡会」という。）を置く。

(所掌事項)

- 2 事務連絡会は、次の各号に掲げる事項に関し、本法人に係る各種事案について協議するとともに情報の共有を図る。
  - (1) 課及び監査室所掌の懸案等に関すること。
  - (2) 全国会議・ブロック会議等における重要な協議・報告事項に関すること。
  - (3) その他事務運営に関し、事務局長が必要と認めたこと。

(組織)

- 3 事務連絡会は、事務局長、事務局次長、主幹、課長、特命課長及び監査室長（以下「構成員」という。）をもって組織する。

(議長等)

- 4 事務連絡会に議長を置き、事務局長をもって充てる。
- 5 議長は、事務連絡会を招集し、これを主宰する。
- 6 事務連絡会は原則定例開催とし、毎月第二木曜日に開催する。
- 7 議長は、必要があると認めるときは、臨時に事務連絡会を開催することができる。

(構成員以外の者の出席)

- 8 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を事務連絡会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務の処理)

- 9 事務連絡会に関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

- 10 この要項に定めるもののほか、事務連絡会の運営に関し必要な事項は、事務局長が定める。

### 附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則（平成18年3月31日）

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則（平成19年3月14日）

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則（平成21年3月5日）

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則（平成25年3月21日）

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則（平成26年3月24日）**

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則（平成27年3月24日）**

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則（平成30年3月23日）**

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則（平成31年3月22日）**

この要項は、平成31年4月1日から施行する。